

議案第23号

町田市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の
全部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2021年11月5日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、市長部局における聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続との統一を図ることを目的として、関係する規定を整理するため、改正するものです。

町田市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

町田市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年10月町田市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

町田市教育委員会及びその権限に属する事務を委任された者が行う行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び町田市行政手続条例（平成8年12月町田市条例第30号）第13条第1項の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、町田市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年9月町田市規則第41号）の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。